

# 『安全・安心』は、日々の備えから

地震が起きると、家具の転倒や落下で怪我をする可能性があります。お宅の家具は、倒れてきませんか？家具転倒防止器具を取り付けることで、被害を軽減することができます。今回は区で実施している「家具転倒防止器具取付助成」についてご紹介いたします。



## 家具転倒防止器具取付助成金

### 募集期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

### 助成金額

※助成交付額が予算に達した時点で終了

- ①課税世帯・・・取付費用の 1/2 を助成（上限 4,000 円）
- ②非課税世帯・・・取付費用の全額を助成（上限 8,000 円）

※取付費用とは、器具代を除く取付に関する費用を指します。

※非課税世帯とは、住民税が非課税の方のみで構成されている世帯を指します。

### 申込要件

- ①品川区民であること
- ②取付対象住宅に居住していること
- ③区内施工業者に発注して行う工事であること
- ④住民税を滞納していないこと

### 申請手続きの流れ

申請書提出

約 1 週間

助成決定通知書の送付

約 3 週間

助成金の振込

【お問い合わせ】

都市計画課  
住宅運営担当  
Tel: 5742-6777

### <必要書類>

- ・助成申請書(様式 1)
- ・助成交付請求書(様式 2)
- ・支払金口座振替依頼書
- ・金額内訳のわかるもの  
(見積書・内訳書など)
- ・領収書の写し
- ・世帯全員分の平成 27 年度住民税(非)課税証明書

## 高齢者等の家具転倒防止対策助成金

高齢者世帯などを対象にした助成はこちらです。

家具転倒防止器具の選定と購入、取付は、区が委託した品川区シルバー人材センターが行います。助成の対象となる経費は、器具の購入費と取付費です。

### 助成金額

- ①課税世帯・・・費用の 9 割（上限 18,000 円）
- ②非課税世帯・・・費用のうち 20,000 円まで

### 対象世帯

- ①全員が 65 歳以上の世帯
- ②障害者のみの世帯
- ③65 歳以上の高齢者と障害者のみの世帯
- ④要介護 3 以上の 65 歳以上の高齢者のいる世帯
- ⑤2 級(度)以上の障害者のいる世帯

### 申請方法

申請書に必要事項を記入の上、高齢者地域支援課高齢者住宅担当（郵送可）もしくは、地域センター窓口へご提出ください。

### 申請手続きの流れ

申請書提出

申請書の審査

シルバー人材センターから連絡

【お問い合わせ】

高齢者地域支援課  
高齢者住宅担当  
Tel: 5742-6735

### <添付書類>

- ※対象世帯②③⑤は対象者の障害者手帳の写し
- ※対象世帯④は介護保険被保険証の写し
- ※賃貸住宅(区営、区民、都営、公社は除く)にお住まいでネジを使って固定する器具の使用をお考えの場合は、家主に了解を得てください。

## 平成 27 年 10 月 1 日 国勢調査へのご協力をお願いします

今回から、パソコンやスマートフォンを利用した、便利なインターネット回答が全国で行われます。

9 月 10 日(木)から調査員が訪問し、「利用案内及び ID・パスワード」をお配りしますので、インターネット回答をぜひご利用ください。インターネット回答をされなかった世帯には、9 月 26 日(土)から、紙の調査票を配布します。郵送にてご提出ください。なお、調査員に直接ご提出することもできます。

### ◎かたり調査にご注意ください◎

調査員になりすまして、電話で家族構成を聞くなどの「かたり調査」にご注意ください。電話で聞き取りをすることはありません。不審な電話や訪問等がありましたら、地域活動課統計係までご連絡ください。問い合わせ／

地域活動課統計係 Tel: 5742-6869



詳細については、広報しながわ 9 月 1 日号や品川区のホームページをご覧ください。